



福岡医発第 2394 号（地）
令和 5 年 12 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革」に係る手続等について

令和 6 年 4 月から医師の時間外労働の上限規制（医師の働き方改革）が適用されることから、勤務医（常勤・非常勤含む）がいる医療機関等においては、労働時間の把握や宿日直許可の取得、特定労務管理対象機関の指定申請等のご対応をいただいております。

現在、特定労務管理対象機関については、令和 6 年 3 月末までの指定に向け申請手続きが進んでおりますが、今般、令和 6 年度に新たに指定申請を検討している医療機関を把握することを目的に別添のとおり「特定労務管理対象機関の新規指定申請に係る調査票（以下、「調査票」）」が県内の病院及び有床診療所を対象に福岡県保健医療介護部医療指導課より送付されています。

また、厚生労働省作成の「医師の働き方改革 2024 年 4 月までの手続きガイド」及び「福岡県医療勤務環境改善支援センター」の活用についても併せて周知されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願いいたします。

なお、調査票の提出は、必須ではなく、今後新たに指定申請を検討することとなった場合は、直接、下記問合せ先までご連絡ください。

記

○問合せ先

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室医師確保係 前原
TEL 092-643-3330
FAX 092-643-3277

公印省略

5 医指第 1968 号
令和 5 年 12 月 6 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県医療法人協会
福岡県有床診療所協議会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医 療 指 導 課)

「医師の働き方改革」に係る手続等について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素より多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり県内医療機関（病院及び有床診療所）に通知しますので、あらかじめお知らせいたします。

公印省略

5 医 指 第 1968 号
令和 5 年 12 月 6 日

県内医療機関 管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室長
(医 師 確 保 係)

「医師の働き方改革」に係る手続等について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素より多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から医師の時間外労働の上限規制（医師の働き方改革）が始まります。医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、持続可能な医療提供体制を維持していく上で大変重要です。

つきましては、「医師の働き方改革」に係る手続き等について、下記のとおりお知らせしますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 特定労務管理対象機関の指定申請について

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）」等に基づき、令和 6 年 4 月以降に医師をやむを得ず年 960 時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関については、県に特定労務管理対象機関の指定申請を行い、指定を受ける必要があります。

令和 6 年度において、特定労務管理対象機関の新規指定の申請を行うことを検討している医療機関については、令和 5 年 12 月 27 日（水）までに、別紙「特定労務管理対象機関の新規指定申請に係る調査票」を下記担当までご提出くださいますよう、お願いします。

なお、各手続きにあたっては、医療機関勤務環境評価センターの評価受審や医療審議会における意見聴取等を行う必要がありますので、今後新たに検討することとなった場合は、可能な限り早い段階でご連絡をいただくよう、お願いします。

2 「医師の働き方改革 2024 年 4 月までの手続きガイド」について

医師の働き方改革を進めるための新しいルールが令和 6 年 4 月から始まるのに向けて、医療機関がそれまでに行っておく必要のある手続きや、制度の仕組みをわかりやすくまとめた手続きガイドが、厚生労働省により作成されています。

面接指導の実施等、特定労務管理対象機関以外の医療機関においても、必要なルールがありますので、医療機関における改正医療法等の施行への準備や勤務環境改善の取組推進のため、積極的にご活用されるようお願いします。

《「医師の働き方改革 2024 年 4 月までの手続きガイド」掲載 URL》

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ishi-hatarakikata-fukuoka-joho.html>（「福岡県 医師の働き方改革」で検索）

3 「福岡県医療勤務環境改善支援センター」の活用について

福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室に設置している「福岡県医療勤務環境改善支援センター」では、医療労務管理アドバイザーを配置して医療機関からの電話相談に対応するほか、研修会の実施や医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザーの派遣による医療機関における勤務環境改善の取組に対する支援を実施しています。

「医師の働き方改革」に係る手続等について、ご不明な点がございましたら、積極的にご活用されるようお願いします。

《福岡県医療勤務環境改善支援センター》

（福岡県医療指導課医師・看護職員確保対策室内）

電話番号 092-643-3330

対応時間 平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

【担当】

福岡県保健医療介護部医療指導課

医師・看護職員確保対策室

医師確保係 前原

TEL 092-643-3330

FAX 092-643-3277

送信先:福岡県 保健医療介護部 医師・看護職員確保対策室
医師確保係 前原 宛 FAX : 092-643-3277 (送信票不要)

特定労務管理対象機関(B、連携B、C-1、C-2水準対象機関)
の新規指定申請に係る調査票【令和6年度】

※ 全水準について、新規指定申請を検討していない場合は、調査票の提出は不要です。

※ 申請する(予定含む)の施設が複数ある場合は、施設別に回答を作成してください。

【調査項目1】連絡先・担当者を下記にご記入ください。

郵便番号		
住所		
施設名		
事務担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
T E L	市外局番()	—
F A X	市外局番()	—
E-mail		

【調査項目2】

令和6年度における新規指定申請の検討状況について、下記にご記入ください。

水準	令和6年度における新規指定申請について
B水準	(検討している ・ 検討していない)
連携B水準	(検討している ・ 検討していない)
C-1水準	(検討している ・ 検討していない)
C-2水準	(検討している ・ 検討していない)

お手数をおかけしますが、FAX送信後、お電話でもご一報くださいますよう、お願いします。
(医療指導課医師確保係 前原 電話:092-643-3330)